

特定（産業別）最低賃金の日本標準産業分類表

<p>件 名</p>	<p>岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金</p>
<p>適用する 使用者</p>	<p>岡山県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者                  (1) 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業                  (2) 家庭用エレベータ製造業                  (3) 冷凍機・温湿調整装置製造業                  (4) 玉軸受・ころ軸受製造業                  (5) 農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）                  (6) 縫製機械製造業                  (7) 生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）                  (8) 基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）                  (9) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業                  (10) 真空装置・真空機器製造業                  (11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業                  (12) 事務用機械器具製造業                  (13) サービス用・娯楽用機械器具製造業                  (14) (1) から (13) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所                  (15) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から(13) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）</p>
<p>日本標準産業分類（令和5年7月改定）</p>	
<p>E25</p>	<p><b>はん用機械器具製造業</b>                  E250 <b>管理、補助的経済活動を行う事業所（25 はん用機械器具製造業）</b>                  E2500 主として管理事務を行う本社等                  E2509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所                  E251 ボイラ・原動機製造業（岡山県最低賃金適用）                  E252 <b>ポンプ・圧縮機器製造業</b>                  E2521 ポンプ・同装置製造業（岡山県最低賃金適用）                  E2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業                  E2523 油圧・空圧機器製造業（岡山県最低賃金適用）                  E253 <b>一般産業用機械・装置製造業</b>                  E2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）（岡山県最低賃金適用）                  E2532 エレベータ・エスカレータ製造業のうち家庭用エレベータ製造業                  E2533 物流運搬設備製造業（岡山県最低賃金適用）                  E2534 工業窯炉製造業（燃焼炉）（岡山県最低賃金適用）                  E2535 冷凍機・温湿調整装置製造業                  E259 <b>その他のはん用機械・同部分品製造業</b>                  E2591 消化器具・消化装置製造業（岡山県最低賃金適用）                  E2592 弁・同附属品製造業（岡山県最低賃金適用）                  E2593 パイプ加工・パイプ附属品加工業（岡山県最低賃金適用）                  E2594 玉軸受・ころ軸受製造業                  E2595 ピストンリング製造業（岡山県最低賃金適用）                  E2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業（岡山県最低賃金適用）                  E2599 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）（岡山県最低賃金適用）</p>
<p>E26</p>	<p><b>生産用機械器具製造業</b></p>

- E260 **管理、補助的経済活動を行う事業所 (26 生産用機械器具製造業)**
  - E2600 主として管理事務を行う本社等
  - E2609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
- E261 **農業用機械製造業 (農業用器具を除く)**
  - E2611 農業用機械製造業 (農業用器具を除く) (農業用トラクタ製造業を除く。)
- E262 建設機械・鉱山機械製造業 (岡山県最低賃金適用)
- E263 **繊維機械製造業**
  - E2631 化学繊維機械・紡績機械製造業 (岡山県最低賃金適用)
  - E2632 製織機械・編組機械製造業 (岡山県最低賃金適用)
  - E2633 染色整理仕上機械製造業 (岡山県最低賃金適用)
  - E2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業 (岡山県最低賃金適用)
  - E2635 **縫製機械製造業**
- E264 **生活関連産業用機械製造業**
  - E2641 食品機械・同装置製造業
  - E2642 木材加工機械製造業
  - E2643 パルプ装置・製紙機械製造業
  - E2644 印刷・製本・紙工機械製造業
  - E2645 包装・荷造機械製造業 (岡山県最低賃金適用)
- E265 **基礎素材産業用機械製造業**
  - E2651 鋳造装置製造業
  - E2652 化学機械・同装置製造業 (岡山県最低賃金適用)
  - E2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業
- E266 金属加工機械製造業 (岡山県最低賃金適用)
- E267 **半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業**
  - E2671 半導体製造装置製造業
  - E2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- E269 **その他の生産用機械・同部分品製造業**
  - E2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業 (岡山県最低賃金適用)
  - E2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業 (岡山県最低賃金適用)
  - E2693 真空装置・真空機器製造業
  - E2694 ロボット製造業 (岡山県最低賃金適用)
  - E2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
- E27 **業務用機械器具製造業**
- E270 **管理、補助的経済活動を行う事業所 (27 業務用機械器具製造業)**
  - E2700 主として管理事務を行う本社等
  - E2709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
- E271 **事務用機械器具製造業**
  - E2711 複写機製造業
  - E2719 その他の事務用機械器具製造業
- E272 **サービス用・娯楽用機械器具製造業**
  - E2721 サービス用機械器具製造業
  - E2722 娯楽用機械製造業
  - E2723 自動販売機製造業
  - E2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業
- E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業  
(岡山県最低賃金適用)
- E274 医療用機械器具・医療用品製造業 (岡山県最低賃金適用)
- E275 光学機械器具・レンズ製造業 (岡山県最低賃金適用)
- E276 武器製造業 (岡山県最低賃金適用)

- 適用除外労働者
- 1 18歳未満又は65歳以上の者
  - 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 注) E250、E260、E270、L7282 の適用範囲は、上記「適用する使用者」欄を参照のこと。